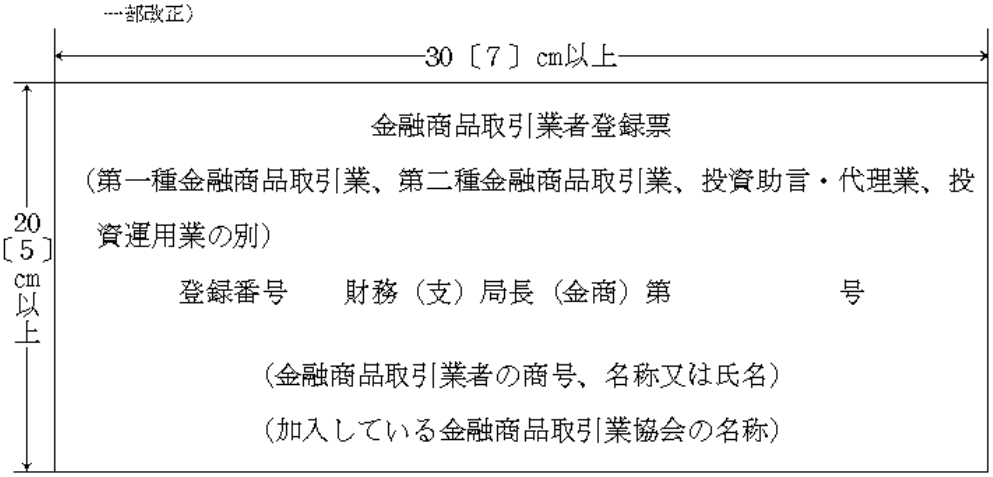
別紙様式第十号（第七十一条第一号関係）（平24内府令4・平27内府令38・令2内府令75・一部改正）




（注意事項）

1　〔　〕内は、営業所又は事務所が無人の端末である場合の大きさとする。

2　「第一種金融商品取引業」について、第一種少額電子募集取扱業者であるときは、「第一種少額電子募集取扱業務」と、「第二種金融商品取引業」について、第二種少額電子募集取扱業者であるときは、「第二種少額電子募集取扱業務」と表示すること。

3　「投資運用業」について、適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、「適格投資家向け投資運用業」と表示すること。

4　加入している金融商品取引業協会の名称に続けて「加入」と表示すること。

5　氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。